

平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号

銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の一部の施行に伴い、並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六條第二項、第五十二條の十七第二項、第五十三條第一項第八号及び第五十七條の三の規定に基づき、銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定める。

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六條第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二條の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一 単体自己資本比率（第七項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

非対称区分	自己資本の充実の状況に係る区分	
	海外営業拠点 を有する銀行	海外営業 拠点 を有する銀行
国際統一基準 に 自己資本比率のうちハ のイからハ までに掲げ る比率の区 分に 応じ、 当該イから ハまでに定 める範囲	国内 基準 に 自己資本比率のうちハ のイからハ までに掲げ る比率の区 分に 応じ、 当該イから ハまでに定 める範囲	海外 営業 拠点 を有する銀行

第一区分	
イ 単体普通株式等T i e r 1 比率 四・五パーセント以上	ロ 単体T i e r 1 比率 六パーセント以上
ハ 単体総自己資本比率 四パーセント以上	ニ 単体普通株式等T i e r 1 比率 二・二五パーセント以上
満 未 満	満 未 満
国内基準 に 自己資本比率のうちハ のイからハ までに掲げ る比率の区 分に 応じ、 当該イから ハまでに定 める範囲	国内基準 に 自己資本比率のうちハ のイからハ までに掲げ る比率の区 分に 応じ、 当該イから ハまでに定 める範囲
經營の健全性を確保するための合理的な認識を認められ る改善計画（原則として 資本の増強に係る措置を含むものとする）の提出の求め及びその命令	經營の健全性を確保するための合理的な認識を認められ る改善計画（原則として 資本の増強に係る措置を含むものとする）の提出の求め及びその命令

第二区分	
イ 単体普通株式等T i e r 1 比率 一・一三パーセント以上	ロ 単体T i e r 1 比率 一・五パーセント以上
ハ 単体総自己資本比率 二パーセント以上	ニ 単体普通株式等T i e r 1 比率 二・二五パーセント以上
満 未 満	満 未 満
国内基準 に 自己資本比率のうちハ のイからハ までに掲げ る比率の区 分に 応じ、 当該イから ハまでに定 める範囲	国内基準 に 自己資本比率のうちハ のイからハ までに掲げ る比率の区 分に 応じ、 当該イから ハまでに定 める範囲
次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行にあつてはロに掲げる命令を除く。）の増強に係る合理的な認識を認められ る改善計画の提出及びその実行 ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ 通常取引の条件に照らして利益を被るものと認め	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行にあつてはロに掲げる命令を除く。）の増強に係る合理的な認識を認められ る改善計画の提出及びその実行 ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ 通常取引の条件に照らして利益を被るものと認め

められる条件による定期預金は、入金等の受入れの禁止又は抑制の一部の營業所に於ける營業の縮小、本店を除く一部の營業所の廃止、法律第二十條第二項各号に掲げる業務の他の銀行に付随する業務の、法律第十一條の規定により營業又は擔保付社債信託（明治三十八年法律第五十号）その他の法律

レバレッジ第二	連結レバレッジ比率が〇パーセント	一の比率未満である場合	計画の提出及びその実行 ロ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 ニ 一部の営業所における業務の縮小 ホ 本店を除く一部の営業所の廃止 ヘ 子会社等の業務の縮小 ト 子会社等の株式又は持分の処分 チ 法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保付社債信託法その他の法律により銀行が営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 リ その他金融庁長官が必要と認める措置 自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又
---------	------------------	-------------	---

レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分

レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分

レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実の状況に係る区分	命令	四 連結レバレッジ・バツファア比率（第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）を指標とする区分

- 5 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをいう。
- 6 第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二十四条第四項に規定する定期積金等をいう。
- 7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本パツファア比率、第十二項に規定する単体レバレッジ・パツファア比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・パツファア比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。
- 8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本パツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率、第十二項に規定する単体レバレッジ・パツファア比率、第十四項に規定する単体レバレッジ・パツファア比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 9 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本パツファア比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本パツファア比率（前項に規定する単体資本パツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。
- 10 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（単体普通株式等Tier 1比率（第七項に規定する単体普通株式等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。
- 一 剰余金の配当
- 二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十九項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）
- 三 単体普通株式等Tier 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行が有する自己の新株予約権をいう。）の取得
- 四 その他Tier 1資本調達手段（第七項に規定する単体Tier 1比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通株式等Tier 1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還
- 五 当該銀行の役員及び経営上重要な従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払
- 六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの
- 11 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本パツファア非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・パツファア非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。
- 12 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自己資本比率、第八項に規定する単体資本パツファア比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・パツファア比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 13 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。
- 14 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・パツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自己資本比率、第八項に規定する単体資本パツファア比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 15 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・パツファア比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・パツファア比率について指標となる一定水準の比率をいう。
- 16 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本パツファア比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・パツファア比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 17 第二項第二号に掲げる表中「連結資本パツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・パツファア比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 18 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本パツファア比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本パツファア比率（前項に規定する連結資本パツファア比率をいう。次条第四項において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。
- 19 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十六項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier 1比率（第十六項に規定する連結普通株式等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。
- 一 剰余金の配当
- 二 自己株式（銀行及びその子会社等（会社法に限定。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）
- 三 連結普通株式等Tier 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行及びその子会社等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得
- 四 その他Tier 1資本調達手段（第十六項に規定する連結Tier 1比率に算入することのできる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier 1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還
- 五 当該銀行の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行の子会社等（主要なものに限

る。第三条第八項第五号において同じ。）の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

20 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

21 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バツファア比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

22 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

23 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バツファア比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バツファア比率及び第二十一項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

24 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バツファア比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バツファア比率について指標となる一定水準の比率をいう。

第二条 銀行が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この

条において同じ。）又はレバレッジ比率（単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率又はレバレッジ比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率に係るこれらの表の区分（それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（それぞれ単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。）又は第二項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率若しくはレバレッジ比率の算出を行う日（以下この項において

「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第二百六十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百六十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った特定救済金融機関等（同法第二百六十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バツファア比率（単体資本バツファア比率又は連結資本バツファア比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バツファア比率、レバレッジ比率以上のレバレッジ比率又はレバレッジ・バツファア比率（単体レバレッジ・バツファア比率又は連結レバレッジ・バツファア比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）

をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上のレバレッジ・バツファア比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分、資本バツファア非対象区分、レバレッジ非対象区分又はレバレッジ・バツファア非対象区分に掲げる命令とする。

第二条の二 銀行は、社外流出制限計画（第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。）に記載した資本バツファア比率又はレバレッジ・バツファア比率に対応する第一項第二号若しくは第二項第二号又は同条第一項第四号若しくは第二項第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（それぞれ資本バツファア非対象区分又はレバレッジ・バツファア非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファア比率又はレバレッジ・バツファア比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バツファア比率又はレバレッジ・バツファア比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファア比率又はレバレッジ・バツファア比率に係る区分に掲げる命令とする。

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子

2 一のてと五持照己断海い係はす及率得本レ中iは三比アに資率ツ準ッ 7 算に 8 流指

-

(当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率(第五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条において同じ。))の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。))における次に掲げる事由(連結普通株式等Tier 1比率(第五項に規定する連結普通株式等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。))を減少させるものに限る。))に係る額(当該銀行持株会社及びその子会社等相互間の流出額を除く。))の合計額(特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。))をいう。

二 自己株式(銀行持株会社及びその子会社等(会社に限る。次号において同じ。))が有する自己の株式をいう。))の取得(取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号(第八号を除く。))に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。))

三 連結普通株式等Tier 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権(銀行持株会社及びその子会社等有する自己の新株予約権をいう。))の取得

四 その他Tier 1資本調達手段(第五項に規定する連結Tier 1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier 1比率に算入できる資本調達手段を除く。))に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該銀行持株会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行持株会社の子会社等の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

9 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画(同項第

二 号に掲げる表各項(資本バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。))の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

10 第一項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率(第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バッファ・比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ・比率を除く。))であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

11 第一項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

12 第一項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファ・比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率(第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バッファ・比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。))であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 第一項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファ・比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファ・比率について指標となる一定水準の比率をいう。

14 この条において「銀行等」とは、銀行又は長期信用銀行をいう。

第四條 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の区分に係る連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率又は連結レバレッジ比

率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合においては、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率以下の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。))に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかにした場合においては、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項(それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。))のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。))の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 連結自己資本比率若しくは連結レバレッジ比率の算出を行う日(以下この項において「算出日」という。))の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回る

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率、連結資本バッファ・比率、連結レバレッジ比率、連結レバレッジ・バッファ・比率に保

一 当該銀行持株会社が適格性の認定等に係る合併等を行った預金保険法第五十九条第一項に規定する救済銀行持株会社等又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行った同法第二百六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等に該当する場合

二 当該銀行持株会社の子会社が適格性の認定等に係る合併等を行った救済金融機関又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行った特定救済金融機関等に該当する場合

第五條 銀行持株会社は、社外流出制限計画(第三條第一項第二号に掲げる表各項(資本バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄又は同条第一項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。))の実行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書(法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。))に記載した連結資本バッファ・比率又は連結レバレッジ・バッファ・比率に対応する第三條第一項第二号又は第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分(それぞれ資本バッファ・非対象区分又はレバレッジ・バッファ・非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バッファ・比率又は連結レバレッジ・バッファ・比率に係る区分」という。))が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バッファ・比率又は連結レバレッジ・バッファ・比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に

と見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同項第一号又は第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バツファ―比率又は連結レバレッジ・バツファ―比率に係る区分に掲げる命令とする。

(届出事項)

六条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合

二 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失った場合

三 更生手続開始の申立てをし、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失った場合

(財務大臣への通知)

七条 法第五十七条の六に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、前条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二年一〇月一〇日總理
府・大蔵省令第五九号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十四年三月二十八日内閣府・財務省令第一号）

この命令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二十八日内閣府・財務省令第七号)

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一八年四月二六日内閣府・財務省令第六号）抄

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成二十四年二月二十五日内閣府・財務省令第一号）

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法

律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二四年八月七日内閣府・財務省令第四号)

（施行期日）

第一条 この命令は、平成二十五年三月三十一日

から施行する。
(経過措置)

第二條 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第二條第一項及び第二項並びに第三條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

平成二十六年三月 三十一日から起算 して一年を経過す る日までの期間	四・五パーセント以上	四パーセント以上
以上	五・五パーセント以上	

二・二五パーセント以上	二パーセント以上四パーセント
-------------	----------------

四・五パーセント未満	四・五パーセント未満
------------	------------

三パーセント以上
二・七五パーセント以上
二・五パーセント以上

一 三 六	一 六 二 七
ント未満	五・五 バーセ ント未満

二・二五パーセント以上	二・二五パーセント未満
-------------	-------------

一・五パーセント未満	一・三八パーセント
------------	-----------

セント以上三パーセント未満
二・七五パーセント以上

○パーセント	
○パーセント	セント未満

以上・一三以上
パーセント未満

満	○パーセント
	○パーセント

以上・五バ	以上・三八
ーセント未満	パーセント未

成二六年三月五日內閣府・財	滯
---------------	---

金融商品取引法等の一部を改正
一条第二号に掲げる規定の施行

六年三月六日）から施行する。
平成二十七年一月二六日内閣

（令第五号）
平成二十八年三月三十一日から

成三一年三月一五日内閣府・

平成三十一年三月三十一日から

昭和四年一月一日内閣府・
(二号)

令和五年三月三十一日から施行